

## 大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 検討委員会は、新市将来構想案に関し必要な調査及び検討を行う。

### （組織）

第3条 検討委員会は、1市3町の長がそれぞれ定める委員各3人をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、非常勤とする。

### （役員の職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

### （関係職員等の出席）

第6条 検討委員会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

### （庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

### （補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 7 月 1 4 日から施行する。